

## 川崎市ブランドメッセージ使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市の多彩な魅力を一言で表現し、都市の将来像を示すものとして策定された川崎市ブランドメッセージ（ロゴ単体を含む。以下「ブランドメッセージ」という。）を行政目的外で使用する場合における必要事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者 ブランドメッセージを使用しようとする者をいう。
- (2) 個人使用者 使用者のうちブランドメッセージを個人で使用しようとする者をいう。
- (3) 団体使用者 使用者のうちブランドメッセージを団体、企業等で使用しようとする者をいう。
- (4) 営利使用者 個人使用者及び団体使用者のうち、営利を目的としてブランドメッセージを使用しようとする者をいう。
- (5) 営利使用登録者 営利使用者のうち、第8条に定める登録をされた者をいう。

### (使用基準)

第3条 行政目的外でブランドメッセージを使用することができるのは、まちを元気にする、まちを好きになる等、川崎市におけるシビックプライドの醸成又はシティプロモーションの推進に繋がる場合とする。

### (使用できない場合)

第4条 前条の使用基準に関わらず、次の各号のいずれかに該当する

ときは、ブランドメッセージは使用できないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(4) 特定の個人、団体、法人（市を除く。）又は商品を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。

ただし、ブランドメッセージの推進に特に効果があると認められる場合は、この限りではない。

(5) 優良誤認や産地偽装等、消費者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがあると認められる場合

(6) ブランドメッセージのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(7) その他市長が不適切と認める場合

（使用の手続き）

第5条 第3条の使用基準を満たし、かつ、前条に該当しない場合は、手続きを要せず、ブランドメッセージを使用することができる。ただし、団体使用者は次条に定める手続きを、営利使用者は営利使用登録者の登録がなされたのち、第12条に定める手続きを要する。

（団体使用者の使用手続き）

第6条 団体使用者は、川崎市ブランドメッセージ使用届出書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に事前に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出の内容を確認し、必要に応じて団体使用者と使用方法を調整し、使用の停止を求めることができるものとする。

3 市長は、必要に応じて、団体使用者に使用状況等を照会することができるものとする。

4 届け出ることができる使用期間は最長2年間とし、2年を超えて使用する場合は、再度、第1項に規定する届出をするものとする。

5 届出の内容に変更がある場合は、川崎市ブランドメッセージ使用変更届出書（第2号様式）を事前に市長に提出するものとする。この場合において、第2項及び第3項の規定を準用する。

（営利使用者の登録申請）

第7条 営利使用者は川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録申請書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（営利使用者の登録手続き）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、営利使用者の登録を行うことができる。なお、市長は、審査に当たっては、当該営利使用者に対し必要に応じて資料等の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、前項に規定する審査を行った場合は、その結果を川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録・非登録通知書（第4号様式）により当該営利使用者へ通知するものとする。

3 登録の有効期限は、登録の日から最長2年間とする。

（営利使用者の登録の制限）

第9条 市長は、前条の規定に関わらず、前条の登録の申請者（申請者が法人又は団体の場合、第1号の規定においては当該法人又は団体の役員を含む。）が、川崎市競争入札参加者選定規程第8条に規定される有資格者でない者又は本市と包括的な連携協定を結んでいない者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を行わないものとする。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同上第 6 号に規定する暴力団員

(2) 国税の未納がある者

(3) 市税の未納がある者

(営利使用者の登録内容の変更)

第 10 条 営利使用登録者で、第 8 条の規定により登録された内容に変更がある場合は、川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録変更申請書(第 5 号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、第 8 条第 1 項の規定を適用し申請内容の審査を行い、適当と認める場合は、登録の変更を行うことができる。

3 市長は、前項に規定する登録の変更を行った場合は、川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録変更承認通知書(第 6 号様式)により当該営利使用者へ通知するものとする。

(営利使用登録者の活動)

第 11 条 営利使用登録者は、シビックプライドの醸成のため、営利使用登録者個別の活動に加え、本市が実施する次の各号に定める活動に可能な限り協力するものとする。

(1) 市内外で実施するシティプロモーション活動への参加および協力

(2) 市域の社会的課題を解決する等その他シビックプライドの醸成に必要な活動

(営利を目的とした使用の申請)

第 12 条 営利使用登録者がブランドメッセージを使用する場合には、

川崎市ブランドメッセージ営利使用申請書（第7号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（営利を目的とした使用の承認）

第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、使用承認を行うことができる。なお、市長は、審査に当たっては、当該営利使用登録者に対し必要に応じて資料等の提出を求めることができるものとし、使用承認に当たっては必要な条件を付すことができるものとする。

2 市長は、前項に規定する審査を行った場合は、その結果を川崎市ブランドメッセージ営利使用承認・不承認通知書（第8号様式）により当該営利使用登録者へ通知するものとする。

3 使用承認の期間は、第8条に規定する登録の有効期限の範囲内とする。

（営利を目的とした使用の承認内容に変更がある場合）

第14条 営利使用登録者は、前条の規定により承認を受けた内容に変更がある場合は、あらかじめ川崎市ブランドメッセージ営利使用承認変更申請書（第9号様式）を市長に提出し、変更についての承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、前条第1項の規定を適用し申請内容の審査を行い、適当と認める場合は、使用承認を行うことができる。

3 市長は、前項に規定する使用承認を行った場合は、川崎市ブランドメッセージ営利使用変更承認通知書（第10号様式）により当該営利使用登録者へ通知するものとする。

（使用の中止）

第15条 団体使用者及び営利使用登録者は、ブランドメッセージの使用を中止する場合は、速やかに川崎市ブランドメッセージ使用中止届（第11号様式）を提出するものとする。

（使用者の遵守事項）

第16条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）定められた色、形等を正しく使用すること。ただし、個人使用者（営利使用登録者を除く。）は色の変更を行えるものとし、団体使用者及び営利使用登録者についても、市長が認めた場合はこの限りではない。
- （2）団体使用者にあっては届出をした内容、営利使用登録者にあっては承認を受けた内容に限って利用すること。
- （3）営利使用登録者にあっては、承認を受けた製作物等は完成後速やかに提出すること。
- （4）営利使用登録者にあっては、承認を受けた権利の譲渡、転貸又は承継しないこと。
- （5）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しないこと。
- （6）各種法令を遵守すること。
- （7）市長が必要に応じて行う照会に応じること。

（営利使用登録者の登録等の取消し等について）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項及び第10条第2項に規定する登録又は第13条第1項及び第14条第2項に規定する使用承認を取消し、又は営利使用登録者に対して是正や回収等の措置を求めることができる。

- （1）営利使用登録者がこの要領に定める遵守事項等に違反したとき。

- (2) 営利使用登録者が使用承認時に付した条件に違反したとき。
- (3) 川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録届出書等提出した書類の内容に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (4) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) その他営利使用者の登録又は使用承認の継続が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定による是正や回収等により営利使用登録者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(団体使用者及び営利を目的とした使用等の公表)

第18条 市長は、第6条に規定する届出を受理した場合、第13条第1項及び第14条第2項に規定する使用承認を行った場合、第15条に規定する届出を受理した場合及び第17条に規定する使用承認の取消し等をした場合はその結果をインターネットの本市のホームページに掲載するものとする。

(無償)

第19条 ブランドメッセージの使用料は、無償とする。

(使用の非独占性等)

第20条 この要領によるブランドメッセージの使用は、使用者が独占してブランドメッセージを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用者がブランドメッセージを使用して製作した製作物等について市が推奨を行うものではない。

(賠償責任)

第21条 ブランドメッセージの使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、市は一切の責任を負わない。

(権利)

第 2 2 条 ブランドメッセージの使用に関する一切の権利は、市に属する。

(委任)

第 2 3 条 この要領に定めるもののほか、ブランドメッセージの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 8 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



(第1号様式)

## 川崎市ブランドメッセージ使用届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所 (事務所所在地) \_\_\_\_\_  
氏 名 (団体名・代表者名) \_\_\_\_\_  
担当連絡先 (氏名・所属) \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

次のとおり、川崎市ブランドメッセージを使用しますので届け出ます。  
なお、使用にあたっては川崎市ブランドメッセージ使用要領 (以下「要領」という。) の適用を受けることについて同意します。

### 1 使用目的

これらにより、要領第3条の使用基準を満たします。

### 2 使用方法 (使用見本を添付のこと)

### 3 使用場所及び製作数量

4 使用期間 年 月 日～ 年 月 日

### 5 届出者の事業概要

(1) 設立目的

(2) 構成者

(3) 事業概要

(第2号様式)

## 川崎市ブランドメッセージ使用変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所 (事務所所在地) \_\_\_\_\_  
氏 名 (団体名・代表者名) \_\_\_\_\_  
担当連絡先 (氏名・所属) \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

年 月 日付けの川崎市ブランドメッセージ使用届出書にて使用の届出をした内容について、次のとおり変更を行いたいので使用の変更を届け出ます。

### 1 変更箇所

変更前	変更後

### 2 変更理由

### 3 変更後の使用期間

年 月 日～ 年 月 日

(第3号様式)

## 川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

要領第7条の規定により登録を申請します。

1 団体・個人の 情報	団体名及び	団体名：
	代表者氏名	代表者氏名：
		担当者氏名
	住所	〒  所在が川崎市でない場合 <input type="checkbox"/> 市内で事業活動をしている。 (内容： ) <input type="checkbox"/> 市外で川崎市に関連する事業活動をしている。 (内容： )
	連絡先	電話：    メールアドレス：
2シビックプライド の醸成のために		心構え：  具体的に取り組む内容（予定含む）：
3 事業目的・概要		パンフレットなどを添付してください
4 市との 関係	有資格 業者名簿	<input type="checkbox"/> 登録済み <input type="checkbox"/> 登録予定 <input type="checkbox"/> 登録していない  (   年   月 )
	協定	<input type="checkbox"/> 包括協定締結済み <input type="checkbox"/> 事業協定締結済み <input type="checkbox"/> 締結していない

全ての項目にご記入ください。(□には該当するものにチェックを入れてください。)

### 【申請時に必要な書類】

「4市との関係」において、有資格者業者名簿に登録をしていないか、協定を締結していない団体・個人においては、以下の書類の提出が必要です。

- 1) 団体    ①暴力団排除に係る誓約書、②登記事項証明書、③団体概要、④納税証明（国税・川崎市税）、  
          ⑤財務諸表(直近2期分)
- 2) 個人    ①暴力団排除に係る誓約書、②事業概要、③納税証明（国税・川崎市税）、④財務諸表(直近2期分)

(第4号様式)

川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録・非登録通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長



年 月 日付けで申請のありました川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録申請について、次のとおり審査いたしましたので、通知いたします。

なお、登録されたのち、川崎市ブランドメッセージ使用要領第17条各号のいずれかに該当した場合は登録を取り消すことがあります。

1 審査結果 登録 ・ 非登録

2 登録期間 年 月 日～ 年 月 日

3 登録番号

(第5号様式)

## 川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録変更申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所 (事務所所在地) \_\_\_\_\_

氏 名 (団体名・代表者名) \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

担当連絡先 (氏名・所属) \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

営利使用者として登録した情報について、次のとおり変更を行いたいので登録の変更を申請します。

### 1 変更箇所

変更前	変更後

### 2 変更理由

### 3 変更時期

(第6号様式)

川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録変更承認通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長



年 月 日付けで申請のありました川崎市ブランドメッセージ  
営利使用者登録変更申請について、承認いたしましたので通知いたします。

なお、川崎市ブランドメッセージ使用要領第17条各号のいずれかに該当  
した場合は登録を取り消すことがあります。

(第7号様式)

## 川崎市ブランドメッセージ営利使用申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所 (事務所所在地) \_\_\_\_\_

氏 名 (団体名・代表者名) \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

担当連絡先 (氏名・所属) \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

次のとおり、川崎市ブランドメッセージを使用したいので申請します。

なお、使用にあたっては川崎市ブランドメッセージ使用要領 (以下「要領」という。) の適用を受けることについて同意します。

### 1 使用目的

これらにより、要領第3条の使用基準を満たします。

### 2 使用方法 (使用見本を添付のこと)

### 3 使用場所若しくは販売場所及び製作数量

4 使用期間 年 月 日～ 年 月 日

(第8号様式)

川崎市ブランドメッセージ営利使用承認・不承認通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長



年 月 日付けで申請のありました川崎市ブランドメッセージ営利使用申請について、次のとおり審査いたしましたので、通知いたします。

なお、承認されたのち、川崎市ブランドメッセージ使用要領第17条各号のいずれかに該当した場合は使用承認を取り消すことがあります。

1 審査結果 承認 ・ 非承認

2 承認期間 年 月 日～ 年 月 日

3 承認番号

4 使用承認の条件



(第9号様式)

## 川崎市ブランドメッセージ営利使用承認変更申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所 (事務所所在地) \_\_\_\_\_

氏 名 (団体名・代表者名) \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

担当連絡先 (氏名・所属) \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

使用承認を受けました対象物について、次のとおり変更を行いたいので使用承認の変更を申請します。

### 1 変更箇所

変更前	変更後

### 2 変更理由

### 3 変更後の使用期間

年 月 日～ 年 月 日

(第10号様式)

川崎市ブランドメッセージ営利使用変更承認通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長



年 月 日付けで申請のありました川崎市ブランドメッセージ営利使用承認変更申請について、次のとおり使用承認いたしましたので、通知いたします。

なお、川崎市ブランドメッセージ使用要領第17条各号のいずれかに該当した場合は使用承認を取り消すことがあります。

1 変更後の使用期間

年 月 日～ 年 月 日

2 使用承認の条件

(第11号様式)

## 川崎市ブランドメッセージ使用中止届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所 (事務所所在地) \_\_\_\_\_  
氏 名 (団体名・代表者名) \_\_\_\_\_  
担当連絡先 (氏名・所属) \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

次のとおり、川崎市ブランドメッセージの使用を中止しますので届け出ます。

### 1 使用区分 (□にチェックを入れてください)

団体使用

年 月 日付け届出

営利使用

年 月 日付け

川崎市指令 第 号の通知にて使用承認  
承認番号 \_\_\_\_\_

### 2 中止日

年 月 日

### 3 中止理由